

## 「とっとり横断ロングトレイル」ガイドマップ制作業務に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、「とっとり横断ロングトレイル」ガイドマップ制作業務（以下「委託業務」という。）において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名

「とっとり横断ロングトレイル」ガイドマップ制作業務

#### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和2年3月27日（金）まで

#### (4) 予算額

金2,945千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、法人格を有し、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 県内に本店、支店、営業所又はその他事業所等を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その営業種目が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」または「デザイン企画」に登録されている者であること。

(4) この募集の開始日以後のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) この募集の開始日以後のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 委託者との協力・連絡体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 4 審査会の設置

(1) 企画提案書等の審査を行うため、「とっとり横断ロングトレイル」ガイドマップ制作業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は企画提案書等の順位を審議し、決定するものとする。

(3) 審査会は5名以内の審査員により構成する。

(4) 審査は、書類審査を実施する。

## 5 評価方法

それぞれの審査員が下記の評価の視点ごとに5段階で性能の評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じたものの合計点（90点満点）を審査員の点数とし、性能に対する評価項目ごとの平均点（小数点第一位以下切捨て）の和と価格に対する価格点（10点満点）を加算して100点満点とする。

	評価項目	評価の視点	係数	得点
性能点	企画内容	・事業の目的を正しく理解し、反映されているか。	×1	5
		・とっとり横断ロングトレイルを効果的にPRできるデザイン及び構成になっているか。	×4	20
		・利用者が必要とする情報の掲載及び携行を想定した仕様となっているか。	×4	20
		・独自の提案やアイデア、話題性があるか。	×2	10
		・提案内容は実現可能性が高く、効率的なものであるか	×3	15
	業務遂行能力	・業務を柔軟かつ確実に遂行できる体制となっているか。	×3	15
		・過去に本業務と同様又は類似の業務実績があるか。	×1	5
小計			90	
価格点	見積価格	・10点×（1－見積価格/2,945千円） ※小数点以下は切り捨てる	×1	10
	小計			10
合計				100

※評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている。
4点	優れている。
3点	標準的である。
2点	劣る。
1点	非常に劣る。

## 6 選定方法

- (1) 5の評価方法により算出した得点により順位付けする。
- (2) 最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 最も高い点数を獲得した者が複数ある場合は、審査員の合議によって最優秀提案者を選定する。

## 7 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

- (1) 提出書類
  - 企画提案参加申込書（様式第1号）
- (2) 提出期間及び時間

令和元年12月2日（月）から12月11日（水）までの間（日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、12月11日（水）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

### （3）提出方法

16の場所に持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

### （4）その他

本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

## 8 質問の受付について

- （1）本プロポーザルに関し、質問がある場合は、令和元年12月13日（金）午後5時15分までに電子メール（様式自由）で質問すること。
- （2）電子メール以外では質問は受け付けない。
- （3）質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて16のホームページに掲載して随時回答するものとする。

## 9 企画提案書の作成、提出等

企画提案書は、1提案者につき1提案とし、次の書類を提出すること。

### （1）企画提案に必要な書類

#### ア 企画提案書（様式第2号）

表紙を含めた全体構成と内容がわかるよう記した企画書を添付すること。

#### イ 工程表（契約締結から納品までの作業スケジュール）

ウ 見積書（経費の明細を算出し、その経費を記載すること。なお、課税事業者にあつては、見積額は消費税等の額を含む金額を記載するものとする。）

#### エ 事業者概要及び事業実績（様式第3号）

### （2）企画提案書等の作成に当たっては、仕様書に留意すること

### （3）企画提案書等の提出

#### ア 提出部数 正1：原本

副5：業者名が特定されない匿名加工を施したもの

#### イ 提出規格 A4版（A3の折り込みも可）とし、縦横及びページ数は問わない。

#### ウ 提出方法 7（3）に同じ

エ 受付期間・時間 令和元年12月2日（月）から同年12月20日（金）までの間（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和元年12月20日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

### （4）その他留意事項

ア 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、緑豊かな自然課から質問することがある。

イ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。

#### 10 提案者の失格

審査員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

#### 11 審査結果の通知

(1) 審査結果を提案者全員に通知し、その概要をインターネットのホームページ（鳥取県生活環境部 緑豊かな自然課ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/288390.htm>）で公表するものとする。

(2) 審査結果については、全ての提案者の順位及び得点を通知するものとする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

#### 12 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

#### 13 契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 14 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。ただし、審査会以降は状況に応じて前後する場合がある。

(1) ホームページ掲載（公募開始） 12月2日（月）

(2) 企画提案参加申込書の提出期限 12月11日（水）

(3) 質問受付期限 12月13日（金）

(4) 企画提案書等提出期限 12月20日（金）

(5) 審査会 12月25日（水）

(6) 審査結果の通知 令和2年1月上旬予定

(7) 契約締結等の協議及び見積依頼 令和2年1月上旬予定

(8) 契約締結 令和2年1月中旬予定

## 15 その他

- (1) 3の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。
- (2) 提出された企画提案書等は原則として返却しないものとする。
- (3) 企画提案書の提案後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。
- (4) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 委託者は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (6) 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属する。
- (7) 選定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。
- (8) 契約の相手方が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは委託者が契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
  - (ア) 暴力団員を役員等（役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - (イ) 暴力団員を雇用すること。
  - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものと知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (9) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に際し必要な事項は、生活環境部緑豊かな自然課長が別に定める。

## 16 手続等

問合せ先・各種書類提供先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課

電話 0857-26-7200

ファクシミリ 0857-26-7561

電子メール midori-shizen@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/288390.htm>